

別紙

総代の任期満了に伴う選挙執行について

1 選挙期日（投票日） 令和2年8月11日（火）午前9時から午後5時まで

2 立候補届について

（1）立候補の届出日時 令和2年8月3日（月）、4日（火）の2日間
午前8時30分から午後5時30分まで

（2）届出場所

選挙区	選挙区域	届出場所	住所
第1～10選挙区	香取市 香取郡神崎町 成田市 香取郡多古町 匝瑳市（小高）	両総土地改良区 香取支所	香取市佐原ホ 689
第11～25選挙区	匝瑳市（小高以外） 山武郡横芝光町 山武市	両総土地改良区 山武支所	山武郡横芝光町寺方 515-1
第26～38選挙区	東金市 山武郡九十九里町 大網白里市	両総土地改良区 東金事務所	東金市東金 1163
第39～51選挙区	茂原市 長生郡白子町 長生郡長生村 長生郡一宮町	両総土地改良区 長生支所	茂原市本納 3041

（3）届出用紙

立候補届出場所の各事務所に用意してあります。

（4）届出時の注意事項

総代に立候補する者（本人）が上記の事務所へ届け出る必要があります。

届出の際は、本人確認が必要となることから身分を証明するものをお持ちください。

3 選挙区別の定数 別添のとおり

4 任期 令和2年9月27日から令和6年9月26日まで

5 総代選挙規程等

(1) 被選挙権資格（総代選挙規程第1条）

次にあげるものは被選挙権を有しない

- ① 組合員でない者
- ② 未成年者
- ③ 禁錮以上の刑に処されたものでその執行を終わるまでのもの

(2) 立候補の制限（総代選挙規程第16条、第17条）

- ① 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となる事ができない。
- ② 総代に立候補しようとする者は当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面で両総土地改良区に届け出なければならない。
- ③ 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

(3) 立候補の辞退（総代選挙規程第16条第4項）

- ① 総代の候補者が立候補を辞退した場合には、立候補した者は直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

(4) 無投票の当選（総代選挙規程第19条）

- ① 総代の候補者の数その選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは投票を行わない。
- ② 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

(5) 組合員資格の交代について

相続などにより、組合員資格の変更がある場合は、組合員資格得喪通知書を最寄りの支所に、遅くとも7月末日までに提出して下さい。

(6) 今後のスケジュール

- | | |
|-------|---------------------|
| 8月3日 | 選挙期日の公告・立候補届出日（1日目） |
| 8月4日 | 立候補届出日（2日目） |
| 8月11日 | 投票日（予定） |
| 8月12日 | 当選の通知及び公告（予定） |
| 8月19日 | 当選人の当選承諾（予定） |
| 8月20日 | 当選人の確定及び公告（予定） |